

第5章

介護保険料の算定

1

介護保険料の算定の手順

第1号被保険者の保険料については、下図に示すように、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、居宅サービスと施設サービス、介護予防サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業に係る費用を加えて第1号被保険者の保険料でまかなうべき費用を算出し、介護給付費準備基金の取崩額を加味した上で、保険料必要額を算出します。

この保険料必要額を、保険料基準額の段階ごとの人数と予定保険料収納率を踏まえた収納者数で割り、1人当たりの保険料を求めます。

■保険料算定のフロー図



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2

介護給付費の推計

第9期計画期間中の介護給付費等は、次のとおりです。第4章に掲載した各サービスの利用者数・回数（日数）を元に算出しました。

（1）介護サービス、地域密着型サービス給付費の推計

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
居宅サービス	3,036,447	3,250,174	3,430,573	9,717,194
訪問介護	442,420	482,212	499,258	1,423,890
訪問入浴介護	35,665	37,836	42,566	116,067
訪問看護	110,596	117,583	127,181	355,360
訪問リハビリテーション	81,340	86,225	92,155	259,720
居宅療養管理指導	113,704	121,103	129,386	364,193
通所介護	835,420	885,446	942,605	2,663,471
通所リハビリテーション	224,674	237,291	256,777	718,742
短期入所生活介護	174,918	185,628	198,836	559,382
短期入所療養介護	8,527	8,537	8,537	25,601
特定施設入居者生活介護	514,424	559,867	577,490	1,651,781
福祉用具貸与	181,307	195,379	202,762	579,448
特定福祉用具販売	10,592	11,474	11,980	34,046
住宅改修	15,823	18,133	18,323	52,279
居宅介護支援	287,037	303,460	322,717	913,214
施設サービス	1,927,211	1,970,729	1,979,816	5,877,756
介護老人福祉施設	1,271,873	1,305,587	1,313,431	3,890,891
介護老人保健施設	613,084	617,546	613,501	1,844,131
介護医療院	42,254	47,596	52,884	142,734
地域密着型サービス	519,097	579,232	708,512	1,806,841
地域密着型通所介護	69,499	82,888	92,482	244,869
小規模多機能型居宅介護	147,278	183,498	293,464	624,240
認知症対応型共同生活介護	302,320	312,846	322,566	937,732
(A) 介護給付費計	5,482,755	5,800,135	6,118,901	17,401,791

(2) 介護予防サービス、地域密着型予防サービス給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防サービス	113,889	119,314	124,462	357,665
介護予防訪問看護	12,185	12,811	13,407	38,403
介護予防訪問リハビリテーション	17,680	18,413	19,123	55,216
介護予防居宅療養管理指導	8,191	8,497	8,909	25,597
介護予防通所リハビリテーション	15,805	16,666	18,053	50,524
介護予防短期入所生活介護	171	172	172	515
介護予防特定施設入居者生活介護	20,326	21,603	22,293	64,222
介護予防福祉用具貸与	14,286	15,055	15,581	44,922
特定介護予防福祉用具販売	916	916	916	2,748
介護予防住宅改修	6,116	6,116	6,116	18,348
介護予防支援	18,213	19,065	19,892	57,170
地域密着型介護予防サービス	5,808	6,920	11,341	24,069
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,310	4,419	8,840	16,569
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,498	2,501	2,501	7,500
(B) 予防給付費計	119,697	126,234	135,803	381,734

※ 四捨五入の関係で、内訳と合計値が合わない場合があります。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
(A) + (B) 総給付費	5,602,452	5,926,369	6,254,704	17,783,525

(3) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る事業費を積み上げて算出します。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
介護予防・日常生活支援総合事業費	168,513	177,179	186,855	532,547
包括的支援事業、任意事業費	110,627	111,266	112,166	334,059
(C) 地域支援事業費見込額	279,140	288,445	299,021	866,606

(4) 標準給付費の推計

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額（介護保険施設等に入所していたり、通所介護等を利用する低所得者の食事と居住費（滞在費）の一部を給付するもの）等を加えて、標準給付費を算出します。

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
総給付額	5,602,452	5,926,369	6,254,704	17,783,525
特定入所者介護サービス費等給付費	146,690	153,821	158,249	458,760
高額介護サービス費等給付額	139,138	145,902	149,101	434,141
高額医療合算介護サービス費等給付額	17,726	19,341	20,973	58,040
算定対象審査支払手数料	3,683	3,862	3,973	11,518
(D) 標準給付費見込額	5,909,689	6,249,295	6,587,000	18,745,984

3

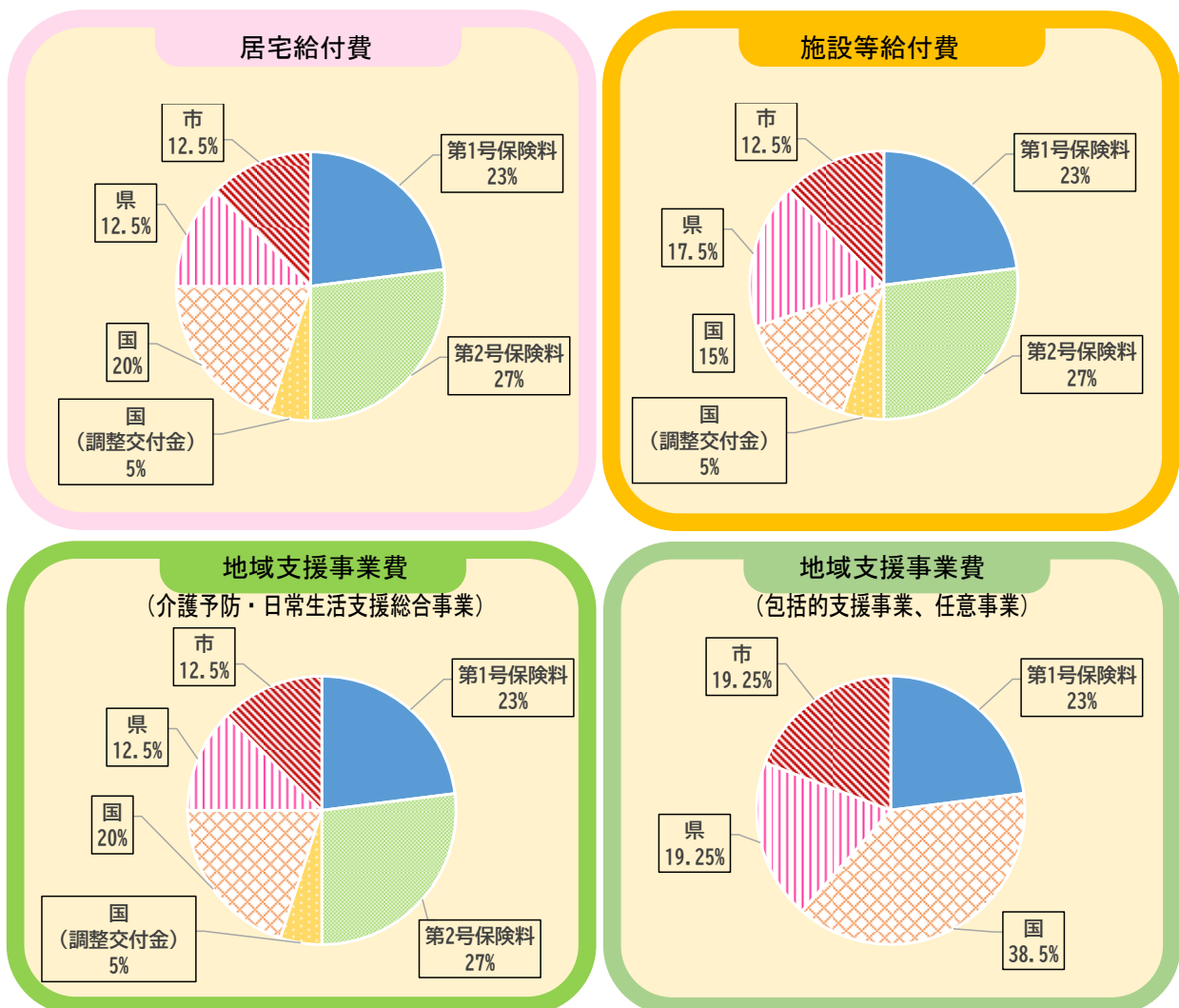
介護保険料の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者のほか、第2号被保険者の保険料、国・県・市の負担金、国の調整交付金*によって構成されます。

介護保険料の50%は市民である第1号被保険者及び第2号被保険者が負担します。第1号被保険者は、前期に引き続き第9期においても23%を負担することになります。地域支援事業のうち包括的支援事業・任意事業は、第2号被保険者の負担がなく、第1号被保険者の負担割合が23%、公費負担が77%となります。

国の負担分のうち、5%に相当する調整交付金は、全国の前後期高齢者人口割合や所得段階層割合と比較して保険者ごとに増減がされることになってはいますが、不足する場合は、第1号被保険者の保険料で負担することになります。

■介護保険の財源構成



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

4

介護保険料の算定

(1) 介護保険事業の保険料基準額

第9期の保険料基準額の算定方法は、次のとおりです。

第9期の標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の合計に、第1号被保険者負担割合（23%）、調整交付金不足額、財政安定化基金への償還金、市町村特別給付費*等、介護給付費準備基金取崩額を反映させ、保険料必要収納額を求めます。

この保険料収納必要額を、予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数*及び月数で除して得た額に、物価高騰対応分を加味した額が第1号被保険者の介護保険料の基準額（月額）となります。

① 第1号被保険者負担分相当額の算定

標準給付費見込額 18,745,984,000円	+	地域支援事業費見込額 866,606,000円	×	第1号被保険者負担割合 23%	=	第1号被保険者負担分相当額 4,510,895,700円
-----------------------------	---	----------------------------	---	--------------------	---	---------------------------------

② 調整交付金不足額の算定

調整交付金相当額 963,926,550円	-	調整交付金見込額 587,830,000円	=	調整交付金不足額 376,096,550円
--------------------------	---	--------------------------	---	--------------------------

③ 保険料収納必要額の算定

第1号被保険者負担分相当額 4,510,895,700円	+	調整交付金不足額 376,096,550円	-	介護給付費準備基金取崩額 509,000,000円	=	保険料収納必要額 4,377,992,250円
---------------------------------	---	--------------------------	---	------------------------------	---	----------------------------

④ 保険料基準額の算定

保険料収納必要額 4,377,992,250円	÷	予定保険料収納率 97.00%	÷	所得段階別加入割合補正後被保険者数 64,755人	÷	12(月)	=	保険料基準額 5,830円(月額)
----------------------------	---	--------------------	---	------------------------------	---	-------	---	----------------------

(2) 所得段階別被保険者数

第1号被保険者の所得段階別被保険者数は、次のとおりです。

(単位：人)

所得段階	内 容	被保険者数		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人及び合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	3,840	3,825	3,831
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の第1段階以外の人	1,653	1,646	1,649
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	1,456	1,450	1,452
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	2,746	2,735	2,739
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階以外の人	2,673	2,663	2,667
第6段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	2,430	2,420	2,424
第7段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上、210万円未満の人	2,887	2,876	2,880
第8段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上、320万円未満の人	1,427	1,422	1,424
第9段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上、420万円未満の人	663	661	662
第10段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上、520万円未満の人	332	331	331
第11段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上、620万円未満の人	150	150	150
第12段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上、720万円未満の人	120	120	120
第13段階	・本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	601	598	599

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(3) 第1号被保険者の所得段階別介護保険料額

第1号被保険者の所得段階別介護保険料額は、次のとおりです。

(単位：円)

所得段階	保険料率 (減額後)	保険料額	
		年額	月額
第1段階	0.455 (0.285)	31,830 (19,930)	2,653 (1,661)
第2段階	0.685 (0.485)	47,920 (33,930)	3,993 (2,828)
第3段階	0.69 (0.685)	48,270 (47,920)	4,023 (3,993)
第4段階	0.90	62,960	5,247
第5段階	1.00	69,960	5,830
第6段階	1.20	83,950	6,996
第7段階	1.30	90,940	7,578
第8段階	1.50	104,940	8,745
第9段階	1.70	118,930	9,911
第10段階	1.90	132,920	11,077
第11段階	2.10	146,910	12,243
第12段階	2.30	160,900	13,408
第13段階	2.40	167,900	13,992

() は低所得者への減額賦課保険料率と保険料額

5

介護保険料の基準額の推移

本市における介護保険料の基準額（月額）は、次のとおり推移しています。制度創設時の第1期（平成12年度～14年度）の基準額は2,717円でしたが、要介護認定者の増加に伴うサービス利用者の増加等により、第9期計画期間の基準額は第1期計画期間と比べて3,113円の増加となっています。なお、本市では要支援・要介護認定率が全国及び埼玉県平均値を下回り続けており、比較的元気な高齢者が多数を占めてきたことから、本市の基準額は全国平均を一貫して下回るとともに、第6期計画期間以降は埼玉県平均を下回り続けています。

	八潮市	埼玉県平均	全国平均
第1期（平成12年度～14年度）	2,717円	2,644円	2,911円
第2期（平成15年度～17年度）	3,017円	2,859円	3,293円
第3期（平成18年度～20年度）	3,717円	3,577円	4,090円
第4期（平成21年度～23年度）	3,942円	3,720円	4,160円
第5期（平成24年度～26年度）	4,517円	4,506円	4,972円
第6期（平成27年度～29年度）	4,775円	4,835円	5,514円
第7期（平成30年度～令和2年度）	4,825円	5,058円	5,869円
第8期（令和3年度～5年度）	4,900円	5,481円	6,014円
第9期（令和6年度～8年度）	5,830円	—	—

